

2020年9月11日

株 主 各 位

大阪府中央区安土町二丁目3番13号
株式会社きちりホールディングス
代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月25日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月28日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時）
2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂『大集会室』
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kichiri.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kichiri.com/>）に掲載させていただきます。

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kichiri.com/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）

会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

ご出席株主様へのお土産の配布を本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や日本銀行の金融緩和策等の効果による設備投資の堅調な伸びが続き、企業収益は総じて回復基調が続いていたものの、2020年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済は内外需要共に急激に悪化しており、同感染症の影響が今後も続くと予想される中、先行きは依然不透明な状況となっております。

外食業界におきましても、人手不足を背景とした人件費の上昇、消費税率の引き上げに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請によって業界全体が集客数の著しい減少に晒される状況となっております、極めて厳しい経営環境下に置かれております。

このような状況の中、当社は業態ブランドの更なる認知度向上を企図し、当連結会計年度は8店舗の新規出店と1店舗の業態変更を行いました。2019年7月、京都・嵐山に高級茶葉を使った日本初のティーラテ専門店ブランド「CHAVATY (チャバティ)」の2号店として「CHAVATY Kyoto arashiyama」を、東京都・表参道に「いしがまやハンバーグ」初のグローバル旗艦店「いしがまや GOKU BURGER」を出店し、翌8月、主要ブランドである「KICHIRI」の新店舗「KICHIRI misceo」を東京・町田に出店いたしました。そして2019年10月、静岡県沼津市の三井ショッピングパークららぽーと沼津内に、ハンバーグ専門店の「いしがまやハンバーグ」、オムライスを提供する「3 Little Eggs」、かつめし専門店の「かつゑもん」、新業態である焼き鳥専門店「ひな鳥 伊勢ゐ」の計4店舗を出店することで、全国の出店地域は1都2府8県となり、続く2019年11月、神奈川県のJR茅ヶ崎駅直結のショッピングセンターラスカ茅ヶ崎に「いしがまやハンバーグ」を出店し、当連結会計年度において当社グループの店舗数は100店舗を突破する運びとなりました。

2020年4月7日の緊急事態宣言以降は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に対応するため、「新しい生活様式」に対応した飲食業界最高レベルの感染予防策の実行を目指し、お客様との接触機会を8割削減する非接触型サービス

の提供を開始、さらに、既存の対面サービスとは別にデリバリーやテイクアウト商品の販売、ティーラテ専門店「CHAVATY」の公式オンラインショップでのEC販売など非対面型サービス事業に注力することで、コロナ禍での競合優位性を確保する取り組みに注力いたしました。

プラットフォームシェアリング事業については、外食企業向けの更なるプラットフォーム強化を進めるとともに異業種のブランドホルダーに対する出店支援コンサルティング業務の提供も増加しております。2020年3月には、当社子会社のオープンクラウドが開発した動画面接システム「Apply Now」や人材教育システム「shouin」の導入など、システム開発・導入による生産性向上や付加価値創出への継続的なプラットフォーム強化のための取り組みが評価され、「農林水産大臣賞」を受賞いたしました。

フランチャイズ事業については、西日本最大級の総合スーパーであるイズミが展開するショッピングセンター「ゆめタウン」への出店を行っており、今後も同社施設内への継続的な新規出店を進めるとともに、新規のクライアント開発も積極的に行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,048百万円（前年同期比18.8%減）、営業損失は368百万円（前年同期は営業利益406百万円）、経常損失は366百万円（前年同期は経常利益376百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は609百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益161百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は464百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

	業 態	店舗名	開設月・業態変更月
新規出店	「いしがまやハンバーグ」	いしがまや GOKU BURGER	2019年7月
	「 そ の 他 」	CHAVATY Kyoto arashiyama	2019年7月
	「 K I C H I R I 」	KICHIRI misceo(ミシェオ)	2019年8月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ ららぽーと沼津	2019年10月
	「 オ ム ラ イ ス 」	3 Little Eggs ららぽーと沼津	2019年10月
	「 そ の 他 」	からつゑもん ららぽーと沼津	2019年10月
	「 そ の 他 」	ひな鳥伊勢 ららぽーと沼津	2019年10月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ ラスカ茅ヶ崎	2019年11月

③ 資金調達の様況

当連結会計年度において当社グループは、金融機関より総額5,100百万円の借入れによる資金調達をしております。

また、当社の連結子会社である株式会社オープンクラウドにおいて、第三者割当増資により138百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当社は、2019年6月7日開催の取締役会において、PT Kichiri Rizki Abadiの株式取得を決議し、同年10月に取得しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の様況

① 企業集団の財産及び損益の様況

区 分	第 19 期 (2017年6月期)	第 20 期 (2018年6月期)	第 21 期 (2019年6月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2020年6月期)
売 上 高(千円)	—	—	9,914,230	8,048,544
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	376,452	△366,392
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	—	—	161,346	△609,260
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	—	—	15.78	△59.59
総 資 産 (千円)	—	—	4,083,329	8,335,384
純 資 産 (千円)	—	—	1,868,667	1,379,617
1株当たり純資産額 (円)	—	—	181.74	127.20

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第21期より連結計算書類を作成しておりますので、第20期以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2017年 6 月期)	第 20 期 (2018年 6 月期)	第 21 期 (2019年 6 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2020年 6 月期)
売 上 高(千円)	8,845,355	9,241,583	5,021,090	—
営 業 収 益(千円)	—	—	276,000	487,600
経常利益又は経常損 失 (△) (千円)	317,876	355,558	219,944	△22,989
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	170,766	147,719	42,630	△83,112
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	16.94	14.45	4.17	△8.13
総 資 産(千円)	4,426,312	4,392,210	1,923,259	1,751,970
純 資 産(千円)	1,829,684	1,900,718	1,851,494	1,705,555
1株当たり純資産額 (円)	178.95	185.89	180.06	164.44

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 2019年1月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第21期より子会社への経営指導として営業収益を計上しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資 比率	事 業 内 容
株式会社K I C H I R I	10百万円	100.0 %	外食(直営/FC)運営事業 プラットフォームシェアリング事業
株式会社オープンクラウド	83百万円	90.8 %	スマート選考ソリューション 『ApplyNow』の開発、販売 クラウド型サービスの開発、販売 クラウド型サービスの導入コンサル タリング
株式会社ユニゾン・ブルー	38百万円	51.0 %	日本における『Plataran』ブラン ドのレストラン部門の展開
PT Kichiri Rizki Abadi	158百万円	51.0 %	インドネシアにおける『いしがま やハンバーグ』『CHAVATY』のフラ ンチャイズ展開
株 式 会 社 サ ニ タ イ ズ	10百万円	100.0 %	ウイルス予防除菌のコンサル設計 施工の運営

(注) 1. 株式会社オープンクラウドは、2020年5月に株式会社マイナビ及びみずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合に対する第三者割当により発行される新株式の発行を行っているため資本金が増加しております。

2. PT Kichiri Rizki Abadiは、2019年6月7日開催の取締役会において同社の株式取得を決議し、同年10月の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

3. 株式会社サニタイズは、2020年4月8日付で、株式会社Eggs&Plantsから商号変更しております。
 4. K I C H I R I U S A I n c . は、当連結会計年度において清算終了したため、重要な子会社から除外しております。
- ③ 当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	住 所	株 式 簿 記 の 額 の 額	当 社 の 資 産 の 額
株式会社K I C H I R I	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号	862,547千円	1,751,970千円

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。

このような状況の中、当社グループは「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

① 競合優位性について

当社グループは、K I C H I R I 業態・いしがまやハンバーグ業態・オムライス業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を持っています。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きが一杯」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

② 人材確保及び教育について

当社グループは、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っています。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多く階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織を構築しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしており、今後も当社グループの業績に影響が及ぶことが想定されます。このような経営環境の中で、当社グループは、競争が激化している外食業界において持続的な成長を果たしていくために、多様な業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営、フランチャイズ事業及びプラットフォームシェアリング事業の展開を図ると共に、アフターコロナという時代の変化の中で、新たなビジネスチャンスをつかむべく、柔軟かつ積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社グループの主要な事業は飲食事業であります。関西圏・関東圏を中心に、「Casual Dining KICHIRI」を30店舗、「新日本様式」を9店舗、「いしがまやハンバーグ」を21店舗、「3 Little Eggs」を6店舗、その他36店舗の合計102店舗を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所 (2020年6月30日現在)

① 当社

大阪本社 大阪府中央区安土町二丁目3番13号

東京本社 東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号

② 子会社

株式会社K I C H I R I (東京都)

店 舗	大阪府	29店舗
	東京都	32店舗
	神奈川県	11店舗
	埼玉県	7店舗
	兵庫県	5店舗
	京都府	4店舗
	静岡県	4店舗
	奈良県	3店舗
	千葉県	3店舗
	愛知県	2店舗
	長野県	1店舗
	広島県	1店舗
	合計	102店舗

株式会社オープンクラウド (東京都)

PT Kichiri Rizki Abadi (インドネシア共和国)

(7) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
329 (695) 名	25名増 (117名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	1名増	37.8歳	7.5年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,291,210千円
株式会社みずほ銀行	990,000千円
株式会社りそな銀行	645,000千円
株式会社関西みらい銀行	390,000千円
株式会社三井住友銀行	353,352千円
株式会社池田泉州銀行	288,892千円
計	5,958,454千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2020年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,600,000株
- ② 発行済株式の総数 10,550,400株
- ③ 株主数 14,439名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社エムティアンドアソシエイツ	4,152,000株	40.6%
葛原昭	366,600株	3.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	282,000株	2.8%
平川勝基	259,500株	2.5%
平川昌紀	242,300株	2.4%
平田哲士	198,200株	1.9%
平川住宅株式会社	136,800株	1.3%
清原康孝	124,700株	1.2%
榎卓生	119,700株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	108,700株	1.1%

(注) 1. 当社は自己株式(325,662株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日		2018年9月27日
新株予約権の数		900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 90,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 89,500円 (1株当たり 895円)
権利行使期間		2022年9月27日から 2028年9月26日まで
行使の条件		新株予約権は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役員 保有 状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 90,000株 保有者数 2名

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO兼COO	平 川 昌 紀	株式会社K I C H I R I 代表取締役会長 株式会社オープンクラウド取締役 株式会社ユニゾン・ブルー取締役 株式会社サニタイズ取締役 PT Kichiri Rizki Abadi取締役
常 務 取 締 役 C F O	葛 原 昭	株式会社オープンクラウド代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー監査役 PT Kichiri Rizki Abadi監査役
取 締 役	平 田 哲 士	営業統括本部長 株式会社K I C H I R I 代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー代表取締役社長 PT Kichiri Rizki Abadi取締役
取 締 役	松 藤 慎 治	商品統括本部長
取 締 役	柿 原 孝 一 郎	開発本部 部長
取 締 役	木 村 敏 晴	合同会社コロボックル代表 株式会社フロンティアベース代表取締役
常 勤 監 査 役	長 鋪 潤	
監 査 役	榎 卓 生	株式会社マネージメントリファイン代表取締役 税理士法人大手前総合事務所代表社員 株式会社TBグループ社外監査役 株式会社アイ・ピー・エス社外取締役
監 査 役	井 上 賢	ACCESS法律事務所代表

- (注) 1. 取締役木村敏晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生氏及び監査役井上賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役井上賢氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役木村敏晴氏及び、監査役井上賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役平田哲士氏は、2020年7月31日付で株式会社レストランエックスの取締役に就任いたしました。
7. 取締役松藤慎治氏は、2020年7月31日付で株式会社レストランエックスの代表取締役社長に就任いたしました。
8. 取締役柿原孝一郎氏は、2020年8月14日付で株式会社サニタイズの代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	96,600千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5,400千円 (3,600千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	102,000千円 (6,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木村敏晴氏は、合同会社コロボックルの代表、株式会社フロンティアベースの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ・監査役榎卓生氏は、株式会社マネージメントリファインの代表取締役、税理士法人大手前総合事務所の代表社員であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ・監査役井上賢氏は、ACCESS法律事務所の代表であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役榎卓生氏は、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役及び株式会社TBグループの社外監査役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 木村敏晴	当事業年度におきましては、22回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、経営者としての豊富な経験・知識から、経営意思決定に関し、意見を述べております。
監査役 榎 卓生	当事業年度におきましては、22回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会において14回の監査役会全てに出席し、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行い、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 井上 賢	当事業年度におきましては、22回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査

と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うことを目的に、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

しかしながら、2020年6月30日を基準日とする配当につきましては、当期業績等に鑑み、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,656,365	流動負債	5,233,344
現金及び預金	5,045,724	買掛金	156,316
売掛金	130,567	短期借入金	4,200,000
原材料及び貯蔵品	78,995	1年内返済予定の 長期借入金	259,762
前払費用	131,812	未払金	167,639
預け金	94,613	未払費用	212,643
その他	174,652	未払法人税等	474
固定資産	2,679,018	未払消費税等	129,012
有形固定資産	1,353,776	株主優待引当金	10,808
建物	1,166,858	店舗閉鎖損失引当金	1,822
車両運搬具	3,849	その他	94,864
工具、器具及び備品	139,523	固定負債	1,722,421
建設仮勘定	43,544	長期借入金	1,498,692
無形固定資産	70,794	資産除去債務	24,890
のれん	16,796	長期前受収益	192,156
ソフトウェア	49,324	その他	6,682
ソフトウェア仮勘定	3,935	負債合計	6,955,766
電話加入権	737	純資産の部	
投資その他の資産	1,254,447	株主資本	1,311,880
投資有価証券	58,387	資本金	381,530
長期前払費用	36,125	資本剰余金	495,518
繰延税金資産	370,867	利益剰余金	548,688
差入保証金	789,846	自己株式	△113,857
貸倒引当金	△780	その他の包括利益累計額	△11,342
		為替換算調整勘定	△11,342
		新株予約権	24,252
		非支配株主持分	54,826
資産合計	8,335,384	純資産合計	1,379,617
		負債・純資産合計	8,335,384

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結注記表はWEB開示しております。

連結損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売上高		8,048,544
II 売上原価		2,251,478
売上総利益		5,797,066
III 販売費及び一般管理費		6,165,494
営業損失		368,428
IV 営業外収益		
1. 受取利息	38	
2. 受取保証料	518	
3. 助成金収入	13,170	
4. その他	3,380	17,106
V 営業外費用		
1. 支払利息	5,702	
2. 支払手数料	3,098	
3. その他	6,269	15,071
経常損失		366,392
VI 特別損失		
1. 減損損失	124,487	
2. 店舗臨時休業による損失	280,181	
3. 投資有価証券評価損	47,025	
4. その他	3,829	455,523
税金等調整前当期純損失		821,916
法人税、住民税及び事業税	47,162	
法人税等還付税額	△41,954	
法人税等調整額	△207,098	△201,890
当期純損失		620,026
非支配株主に帰属する当期純損失		10,765
親会社株主に帰属する当期純損失		609,260

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結注記表はWEB開示しております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	659,115	流動負債	46,414
現金及び預金	61,057	未払金	8,360
関係会社短期貸付金	465,182	未払費用	16,657
前払費用	7,952	預り金	10,588
未収還付法人税等	4,866	株主優待引当金	10,808
未収消費税等	51,467	負債合計	46,414
その他	68,589	純資産の部	
固定資産	1,092,854	株主資本	1,681,302
有形固定資産	30,888	資本金	381,530
建物	23,902	資本剰余金	364,614
車両運搬具	3,849	資本準備金	341,475
工具、器具及び備品	3,136	その他資本剰余金	23,139
投資その他の資産	1,061,966	利益剰余金	1,049,015
投資有価証券	12,687	その他利益剰余金	1,049,015
関係会社株式	999,541	繰越利益剰余金	1,049,015
関係会社長期貸付金	30,000	自己株式	△113,857
長期前払費用	1,672	新株予約権	24,252
繰延税金資産	3,493	純資産合計	1,705,555
差入保証金	14,586	負債・純資産合計	1,751,970
貸倒引当金	△14		
資産合計	1,751,970		

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 営業収益		487,600
II 営業費用		520,425
営業損失		32,825
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,152	
2. 受取保証料	518	
3. 助成金収入	6,870	
4. その他	1,295	9,836
経常損失		22,989
IV 特別損失		
1. 投資有価証券評価損	47,025	
2. その他	2,007	49,032
税引前当期純損失		72,022
法人税、住民税及び事業税	7,711	
法人税等調整額	3,379	11,090
当期純損失		83,112

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2019年7月1日から2020年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月28日

株式会社きちりホールディングス 監査役会

常勤監査役	長 鋪 潤	印
社外監査役	榎 卓生	印
社外監査役	井上 賢	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1)～(15) (条文省略)	(1)～(15) (現行どおり)
(新 設)	<u>(16) 清掃、消毒及び害虫の駆除に関する業務</u>
	<u>(17) フランチャイズシステムの構築及び運営</u>
	<u>(18) フランチャイズ業界及び企業に関する調査及び研究</u>
	<u>(19) 接骨院、整体院、鍼灸治療院、アロマセラピーサロン及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理</u>
	<u>(20) アロマセラピー及び美容に関する商品、日用品雑貨、服飾雑貨等の企画、デザイン、制作、販売及び輸出入</u>
	<u>(21) デリバリーサービス事業</u>
	<u>(22) デリバリーサービスの受注代行業</u>
	<u>(23) レンタルキッチンの運営</u>
	<u>(24) ウェブサイトの企画、開発及び運営</u>
	<u>(25) ITシステム及びソフトウェアの企画、制作、販売</u>
	<u>(26) (現行どおり)</u>
<u>(16)</u> (条文省略)	2. (現行どおり)
2. (条文省略)	

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株数 当社の株式
1 再任	ひらかわまさのり 平川昌紀 (1969年7月16日生)	1993年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート (現 株式会社ダイヤモンドソサエティ) 入社 1997年11月 個人にて飲食店の経営開始 1998年7月 有限会社吉利(現 株式会社きちりホールディングス) 設立 代表取締役 2000年11月 当社代表取締役社長 2010年11月 株式会社オープンクラウド 取締役(現任) 2015年4月 KICHIRI USA INC. PRESIDENT 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 取締役(現任) 2018年8月 株式会社きちり分割準備会社(現株式会社KICHIRI) 代表取締役社長 株式会社サニタイズ 取締役(現任) 2019年1月 PT Kichiri Rizki Abadi 取締役(現任) 2019年4月 当社代表取締役社長CEO兼COO(現任) 株式会社KICHIRI 代表取締役会長(現任)	242,300株
取締役候補者とした理由 平川昌紀氏は、創業時より代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株数 相当の株式
2 再任	葛原 昭 (1973年9月19日生)	1998年12月 橋爪総合会計事務所（現 税理士法人 大阪合同会計事務所）入所 2003年2月 当社入社 2005年11月 当社株式公開準備室長 2006年4月 当社管理本部長 2006年10月 当社取締役管理本部長 2010年9月 当社常務取締役経営管理本部長 2010年11月 株式会社オープンクラウド 代表取締役社長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 監査役（現任） 2019年1月 PT Kichiri Rizki Abadi 監査役（現任） 2019年4月 当社常務取締役CFO（現任）	366,600株
取締役候補者とした理由 葛原昭氏は、2006年10月から取締役として企業経営に従事し、経営管理本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3 再任	平田 哲士 (1977年7月20日生)	2000年4月 株式会社大和実業入社 2001年1月 当社入社 2006年11月 当社営業統括部長 2011年9月 当社取締役営業統括本部長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 代表取締役社長（現任） 2019年1月 PT Kichiri Rizki Abadi 取締役（現任） 2019年4月 株式会社K I C H I R I 代表取締役社長（現任） 2020年7月 株式会社レストランエックス取締役（現任）	198,200株
取締役候補者とした理由 平田哲士氏は、2011年9月から取締役として企業経営に従事し、営業統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株数
4 再任	まつ ふじ しん じ 松 藤 慎 治 (1977年11月16日生)	1998年11月 大阪電技株式会社入社 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社執行役員 商品統括本部長 2015年9月 当社取締役商品統括本部長 (現任) 2020年7月 株式会社レストランエックス 代表取締役社長 (現任)	26,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松藤慎治氏は、2015年9月から取締役として企業経営に従事し、商品統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5 再任	かき ほら こういちろう 柿 原 孝 一 郎 (1981年3月27日生)	2003年4月 大成建設株式会社入社 2012年1月 株式会社エー・ピーカンパニー入社 2013年8月 当社入社 2015年9月 当社執行役員 開発本部 部長 2018年9月 当社取締役開発本部 部長(現任) 2020年8月 株式会社サニタイズ 代表取締役社長 (現任)	9,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>柿原孝一郎氏は、2018年9月から取締役として企業経営に従事し、開発本部 部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株数の 相当式の数
6 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px auto;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px auto;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px auto;">独 立</div>	きむらとしはる 木村敏晴 (1977年9月16日生)	2000年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2008年2月 ワタミ株式会社入社 2008年6月 ワタミフードサービス株式会社CFO 2009年4月 ワタミ株式会社上席執行役員CFO 2009年6月 ワタミ株式会社取締役上席執行役員CFO 2011年11月 合同会社コロボックル代表 (現任) 2012年9月 当社社外取締役 (現任) 2014年1月 株式会社フロンティアベース 代表取締役 (現任)	一株
社外取締役候補者とした理由 木村敏晴氏は、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、2012年9月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の経営全般に対する監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村敏晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村敏晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、木村敏晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、木村敏晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

以 上

メ モ

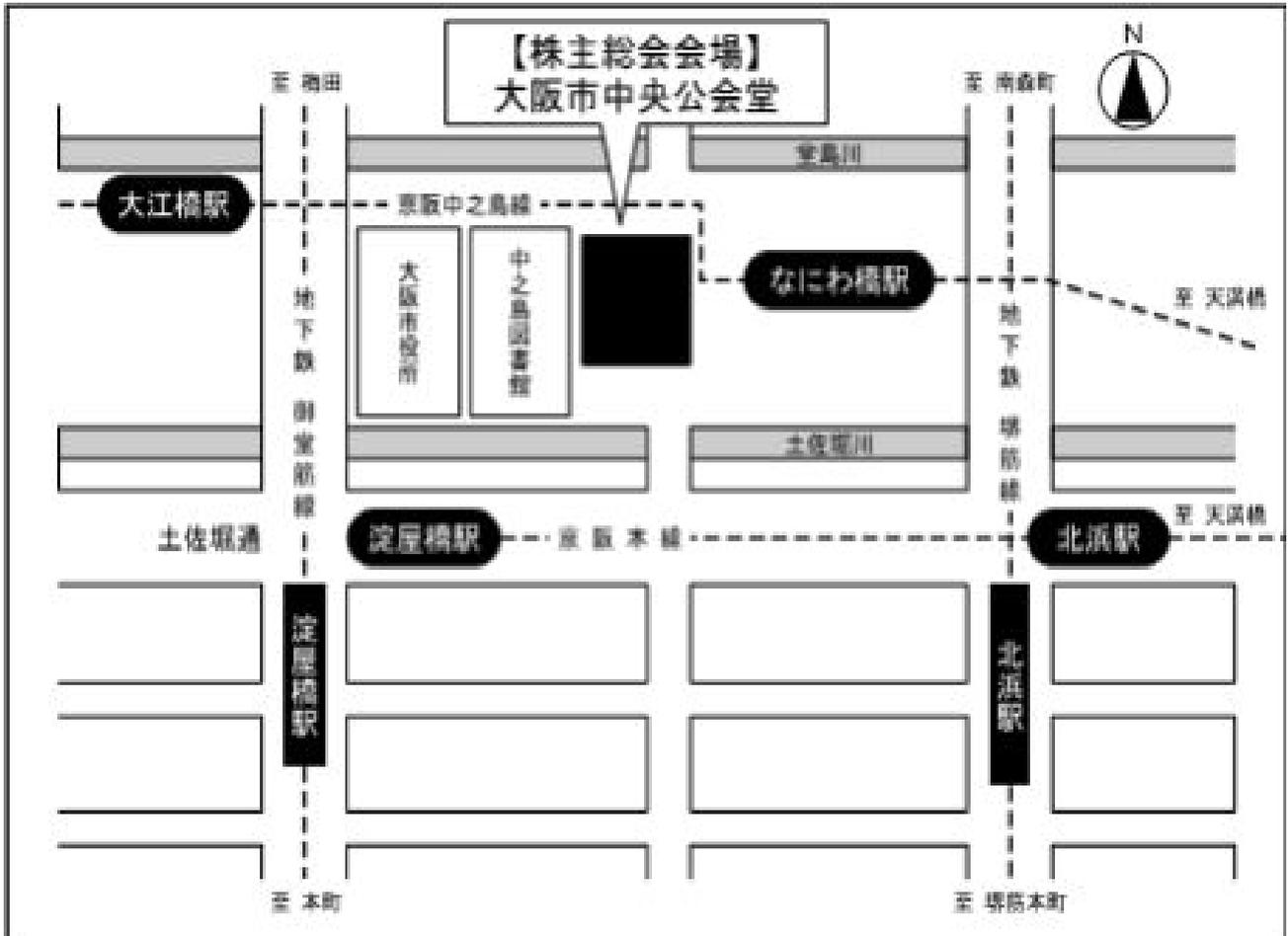
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島一丁目1番27号

大阪市中央公会堂『大集会室』

TEL 06-6208-2002



交通 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線「北浜駅」19番出口徒歩3分

京阪本線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

京阪中之島線「なにわ橋駅」1番出口徒歩1分

※ご来場の際しましては、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

ご出席株主様へのお土産の配布を本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

「第 22 期定時株主総会招集ご通知」一部修正のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、同封しております当社「第 22 期定時株主総会招集ご通知」に一部記載の誤りがございました。深くお詫びいたしますとともに、下記のとおり修正申しあげます。

敬具

記

修正箇所（修正箇所には二重下線を付しております。）

招集ご通知 26 ページ 株主総会参考書類「第 1 号議案 定款一部変更の件」

【修正前】

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1)～(15) (条文省略)	(1)～(15) (現行どおり)
(新設)	<u>(16) 清掃、消毒及び害虫の駆除に関する業務</u>
	<u>(17) フランチャイズシステムの構築及び運営</u>
	<u>(18) フランチャイズ業界及び企業に関する調査及び研究</u>
	<u>(19) 接骨院、整体院、鍼灸治療院、アロマセラピーサロン及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理</u>
	<u>(20) アロマセラピー及び美容に関する商品、日用品雑貨、服飾雑貨等の企画、デザイン、制作、販売及び輸出入</u>
	<u>(21) デリバリーサービス事業</u>
	<u>(22) デリバリーサービスの受注代行業</u>
	<u>(23) レンタルキッチンの運営</u>
	<u>(24) ウェブサイトの企画、開発及び運営</u>
	<u>(25) ITシステム及びソフトウェアの企画、制作、販売</u>

(16) (現行どおり) 2. (条文省略)	(26) (現行どおり) 2. (現行どおり)
---------------------------	----------------------------

【修正後】

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1)～(16) (条文省略)	(1)～(16) (現行どおり)
(新 設)	(17) 清掃、消毒及び害虫の駆除に関する業務
	(18) フランチャイズシステムの構築及び運営
	(19) フランチャイズ業界及び企業に関する調査及び研究
	(20) 接骨院、整体院、鍼灸治療院、アロマセラピーサロン及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理
	(21) アロマセラピー及び美容に関する商品、日用品雑貨、服飾雑貨等の企画、デザイン、制作、販売及び輸出入
	(22) デリバリーサービス事業
	(23) デリバリーサービスの受注代行業
	(24) レンタルキッチンの運営
	(25) ウェブサイトの企画、開発及び運営
	(26) ITシステム及びソフトウェアの企画、制作、販売
(17) (現行どおり)	(27) (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

以上